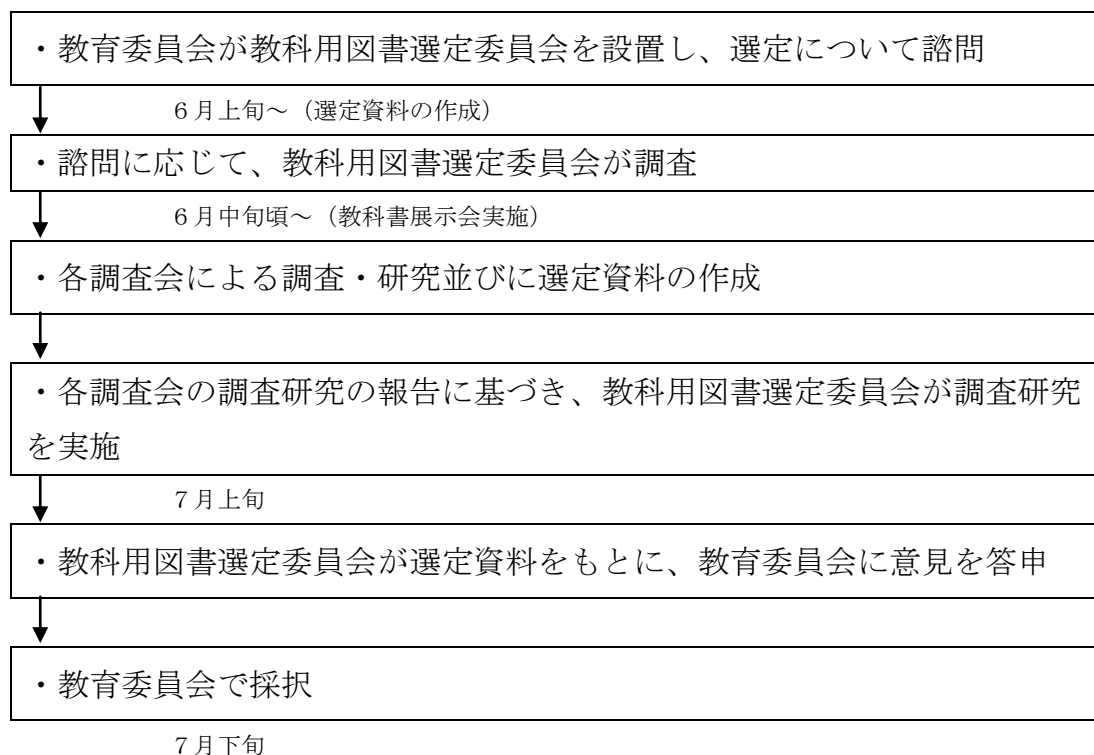


平成 27 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択の方式について

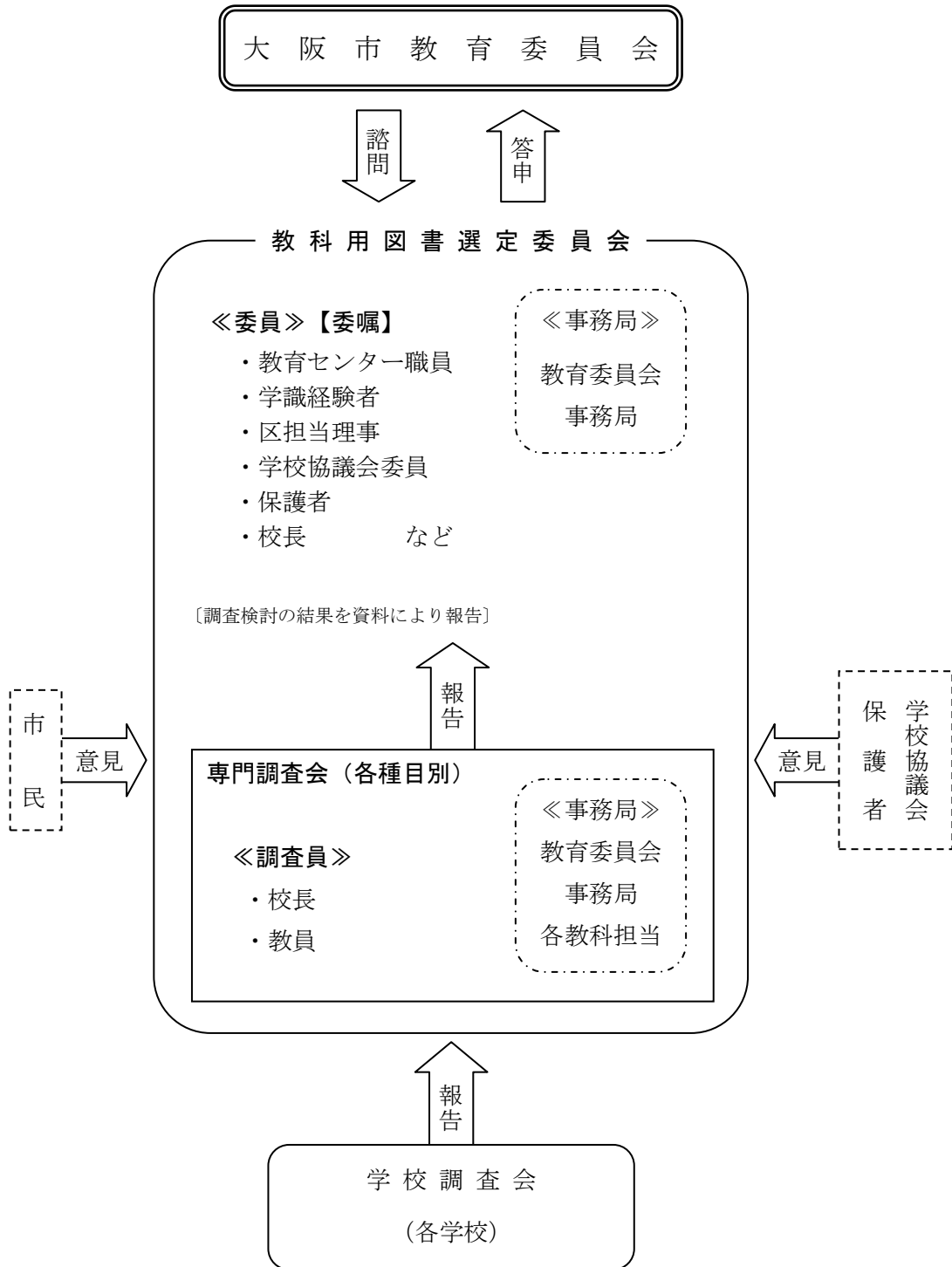
市立小学校及び市立特別支援学校小学部の教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な選定を経た答申をふまえ、教育委員会において採択する。

なお、市立中学校および市立特別支援学校中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条及び同法律施行令第 14 条第 1 項の規定により、平成 25 年度と同一の教科書を採択する。

① 採択の流れについて



② 採択の仕組みについて



③ 委員会・調査会などの業務について

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校において使用する教科書として、種目ごとに一種の教科書を採択する。
教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。 ・各教科の担当を定め、調査研究にあたるとともに、各調査および府教育委員会教科用図書選定資料などをもとに調査の進捗の把握や調整を執り行う。
教科用図書 選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申をする。 ・委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
専門調査会 (各教科)	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の専門調査会において、より専門的な立場からの義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行う。
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は教科書の調査研究を行い、それらをもとに学校長は所定の様式により、選定委員会に報告する。
学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示期間に各教科書センターで教科書の見本を閲覧し、所定の様式により、選定委員会に提出する。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示期間に各教科書センターで教科書の見本を閲覧し、所定の様式により、選定委員会に提出する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示期間に各教科書センターで教科書の見本を閲覧し、意見があれば所定の様式により、選定委員会に提出する。